

# 鹿屋市立田崎中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)(抄)(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係注1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響注2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

注1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

注2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関するものである。学校は、全ての生徒が、安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

このいじめの防止等の対策は、「全ての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない。」「生徒が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする。」ことを旨とする。

そのために、本校は、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを見逃さない。」という基本目標のもと、生徒が、自己肯定感や自己存在感を味わえる場や機会を多く設定するとともに、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間と共に、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

### 3 いじめの防止に係る対策組織

#### (1) 対策組織

「生徒指導・いじめ不登校対策委員会」を設置し、生徒のいじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴え等について、組織的に対応する。

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・各学年生徒指導係・スクールカウンセラーを中心に必要に応じて、外部人材も参加する。

#### (2) 役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施，進捗状況の確認

学期毎に，学校におけるいじめ防止対策の検証を行い，改善策を検討していく。

##### (ア) 開催日

毎週の生徒指導・いじめ不登校対策委員会（火曜日の2校時）とするが，いじめが発生した際は，臨時に開く。

##### (イ) 場所

校長室

イ 職員の共通理解と意識の啓発

(ア) 年度初めの職員会議で，「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。

(イ) 学校生活（いじめ）アンケートや教育相談の結果の集約，分析，対策の検討を行い，実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者，地域に対する情報発信，啓発

いじめの防止の取組状況について，学校だよりやホームページ等を通して発信する。

エ 具体的対応

(ア) いじめがあった場合，いじめの疑いがあるとの情報が入った場合は，正確な事実の把握に努め，問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

(イ) 事案については，迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。

また，問題が解消したと判断した場合も，その後の生徒の状況等を見守るとともに，継続的な指導・支援を行う。

### 4 いじめの防止のための具体的取組等

#### (1) 学校の取組

ア いじめの未然防止の取組

(ア) 生徒同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，共に成長していく学級づくりを進める。また，いじめについて考えさせる場（学級活動，道徳）を計画的に設ける。

(イ) 授業，各行事，部活動等において，生徒の取組や努力等を認め，自己肯定感や自己存在感を育むことができるよう努める。

(ウ) いじめは絶対に許さないという職員の明確な姿勢を示す。

(エ) いじめは許さないという自分の意志によって，行動ができるよう指導する。また，いじめを見て見ぬふりをしないように指導する。

(オ) いじめ等については一人で悩まずに，家族，学校，友だち，関係機関等に相談するように指導する。

(カ) 全教育活動を通して，人権教育や道徳教育の充実を図るとともに，体験活動やボランティア活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。

(キ) 情報モラル教育を推進し，生徒が，スマートフォン等によるトラブルやマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう，継続的に指導を行う。

(ク) 各学級で，「いじめは絶対に許さない」「いじめ等については，一人で悩まず，周りの人に相談する」「いじめを見て見ぬふりをしない」等を指導する。

(ケ) 授業，各行事，部活動等において，級友や友だちの取組や努力等を認め合える指導をする。

(コ) 生徒会が中心となり，人権週間（いじめ問題を考える週間）において，いじめ防止や標語募集を呼びかけ，生徒間の意識の高揚を図る。

イ いじめの早期発見の取組

(ア) 学校生活（いじめ）アンケートや教育相談を定期的実施し，生徒の状況等は把握するとともに，職員で情報を共有する。

- (イ) 職員と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (ウ) 全職員による校内巡視等を計画的に実施する。
- (エ) 保護者に対して、マイフレンド相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について、周知を図る。また、いじめホットライン等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- (オ) 学校だよりや各種PTAを通して、学校の取組等を発信するとともに、情報の収集・共有を図る。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報があった場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、「いじめ発生における対応の流れ」に基づいて組織的に対応する。
- (イ) 被害生徒に対しては、守り通すという姿勢で対応する。
- (ウ) 加害生徒に対しでは、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で、指導・支援を行う。
- (エ) いじめに関わった集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- (オ) 職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等や児童相談所、警察署等の関係機関との連携のもとに取り組む。
- (カ) インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局等とも連携して行う。

エ 教職員の資質向上に対する取組

いじめの問題に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する職員の資質向上を図る。

- (ア) いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解
  - ・ いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について、十分な共通理解を図る。
  - ・ いじめられている児童生徒の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有する。
- (イ) いじめの問題に関する教職員の資質向上
  - ・ 「いじめ対策必携」(P22)に掲載している参考資料等(URL)を活用して、いじめを認知する方法やいじめが起きたときの対処法などに関する研修を行う。
  - ・ スクールカウンセラーを活用したカウンセリングなどの研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上を図る。
  - ・ 県道徳教育研修会、県総合教育センター等におけるいじめの問題に関する研修会を積極的に活用する。

(2) PTAとの連携

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していくことが必要である。

このことから、学校は、PTAや地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について、保護者や地域と連携した対策を推進する。

ア 保護者等への啓発

- (ア) 学校だより、ホームページに、「田崎中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発を図る。

- (イ) 各PTA(PTA総会、学年PTA、学級PTA等)を活用し、学校の取組〔上記の(1)〕について説明し、周知・徹底を図る。

イ 保護者への支援

- (ア) 保護者の責務等が、法に規定されたことを踏まえ、いじめの防止等に必要な指導を適切に行うことができるよう、家庭教育学級等で、人権やインターネット利用に関する学習を実施したり、リーフレットを配布したりするなど、家庭教育の支援に努める。

- (イ) マイフレンド相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、周知を図る。

ウ 協議の場の設定

いじめの問題について、各PTA等で協議する場を設けるとともに、相互の役割や取組等について共通理解を図り、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していく意識を醸成する。

### (3) 鹿屋市教育委員会との連携

- ア いじめの問題について、マイフレンド相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、多面的に取り組む。
- イ 重大事案が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をするとともに、指導や助言等を基に、必要な対応を行う。
- ウ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修会に指導主事等を招聘し、職員のカウンセリング能力等の向上を図る。

### (4) 関係機関との連携

いじめの解決のために、また、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、次の関係機関等との連携を図る。

- ア 鹿屋市教育委員会学校教育課【31-1137】
- イ かがしま教育ホットライン24【0120-783-574】
- ウ 県総合教育センター教育相談課【099-294-2200】
- エ 大隅児童相談所【43-7011】
- オ 鹿屋市青少年育成センター相談室【0120-555-655】
- カ 鹿屋警察署(スクールサポーター)【44-0110】
- キ 民生委員、児童委員 等

## 5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態発生における対応の流れ」に基づいて対応する。
- (2) 学校が、事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、事態に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して、適切に情報を提供する。

## 6 学校の取組に対する検証等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実行性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめ問題への取組に関する職員による学校評価及び保護者への外部評価(保護者アンケート)を実施(年3回)し、「いじめ防止等対策委員会」で、いじめに関する取組の検証を行う。

【評価項目】(「いじめ対策必携」(P15)チェックリスト)

- いじめの問題への取組の定期的な点検を行い、その評価を行っているか。
- 点検結果を全教職員で共有した上で、取組の改善につなげているか。
- 生徒へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等の活用など日常の取組を推進しているか。
- いじめへの対応に、一人では抱え込まないで学校全体の組織的対応としているか。
- いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っているか。
- いじめを把握した時の教育委員会への連絡を迅速に行っているか。
- 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立が図られているか。
- 指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に関して、教職員間の適切な引継ぎ等が行われているか。
- いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るようにしているか。
- いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携と情報共有が行われているか。
- 学校いじめ防止基本方針を全職員で共通理解し、必要に応じて見直しを図っているか。
- 学校がいじめ防止等の対策のための組織について、全職員で共通理解し機能しているか。

## 7 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業前・後の指導を充実し、休業中のいじめ防止に取り組む。

# 鹿屋市立田崎中学校「いじめ防止基本方針」

(田崎小中共同目標) 豊かな人間性を備え、力強く未来を切り拓く児童生徒の育成

(田崎中目標) 豊かな心と知性をもち、心身ともに健康で、たくましい実践力を備えた生徒の育成

## 家庭・地域との連携

- 学校運営協議会
- 学級PTA
- 学年PTA
- PTA総会

## 【生徒指導・いじめ不登校対策委員会】

**目的** 日頃からいじめ防止に心がけ、いじめを認知した場合には学校全体で迅速に、その解決に取り組むこととする。

**構成** 校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・各学年生徒指導係、MF・SC・SSWを中心に必要に応じて、外部人材も参加する。

**開催日** 毎週の生徒指導・いじめ不登校対策委員会（火曜日の2校時）とするが、いじめが発生した際は、臨時に開く。

## 関係機関との連携

生徒指導主任と教頭が窓口となる。

- 市教育委員会 (MF・SC・SSWを含む)
- 県総合教育センター教育相談課
- 大隅児童相談所
- 鹿屋市青少年育成センター
- 鹿屋警察署
- 鹿屋市子ども福祉課

## 【基本姿勢】

- ① 教職員は、いじめの早期発見・解消に向けて積極的に対応する。
- ② いじめを認知した場合は、速やかに管理職及び生徒指導主任へ情報を伝える。
- ③ 「いじめは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢でいじめられている生徒の立場に立って指導や助言を与える。
- ④ いじめへの対応は、全職員で共通理解をした上で、それぞれの立場の子どもや保護者に対して、丁寧に対応していく。
- ⑤ いじめ問題は、学校・学年・学級全体の問題として取り組んでいく雰囲気をつくる。
- ⑥ 家庭、地域と協力し合い、生徒全員が安心して登校できる学校づくりを継続していく。

## 【学校の取組】

### 〈未然防止〉

- ① 各教科、学活、道徳など全ての教育活動の中で、自己解決能力を育てる。
- ② 休み時間、昼休みなど校内巡視を行う。
- ③ 生徒会を中心とした防止活動を行う。
- ④ 人権週間（いじめ問題を考える週間）での実態把握と啓発活動を行う。
- ⑤ 情報モラルについては、生徒への指導と保護者への啓発を行う。
- ⑥ 「人権教育」「カウンセリング」などの職員研修を行う。
- ⑦ スクールサポーターとの連携を密にしていく。

### 〈早期発見〉

- ① 日頃からアンテナを高く保ち、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ② 学校生活（いじめ）アンケート（毎月）、学校楽しーと（11月、2月）を学級で一斉に実施する。
- ③ 教育相談・三者面談（4月、7月、11月）などを行う。
- ④ 学級、学校便りなどで取り組みの発信を行い、日頃から保護者との連携を取り合う。

### 〈対応・指導〉

- ① 被害生徒、加害生徒、他の生徒及び保護者に対してそれぞれ適切な対応をする。
- ② 生徒や保護者に対して、必要に応じてマイフレンド相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど関係機関の活用を図る。

### 〈教職員の資質向上に対する取組〉

- ① いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解を図る。
- ② いじめの問題に関する教職員の資質向上のための研修を行う。

### 〈学校の取組に対する検証〉

- ① いじめ問題への取組に関する職員による学校評価及び保護者への外部評価（保護者アンケート）を実施（年3回）し、「いじめ防止等対策委員会」で、いじめに関する取組の検証を行う。

### 〈その他〉

- ① 田崎中学校「いじめ防止基本方針」については、学校のホームページに掲載する。
- ② 田崎中学校「いじめ防止基本方針」については、定期的に点検、見直しを図る。

# 【年間計画】

## 令和4年度 年間指導計画

月	月別努力目標	具 体 策
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導体制の共通理解</li> <li>いじめ問題に関する共通理解</li> <li>生徒理解</li> <li>基本的な生活習慣の形成</li> <li>いじめ防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導体制の確認，生活の心得等の共通理解</li> <li>いじめの問題の認知，対応に関する共通理解</li> <li>生徒会オリエンテーション</li> <li>生徒理解個票や昨年度の資料に基づいた情報交換（職員研修）</li> <li>ゴールデンウィーク中の過ごし方の指導</li> <li>人権週間（いじめ問題を考える週間）による道徳の授業の実践</li> <li>1，2年三者面談の実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒理解</li> <li>仲間づくりや規範意識の高揚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの共通理解と実施</li> <li>生徒総会への取組</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止</li> <li>生活指導の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> <li>教育相談の実施（教育相談係との連携）</li> <li>学校運営協議会の実施</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止</li> <li>1学期の反省</li> <li>夏季休業中の生活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> <li>生徒指導上の問題点の反省</li> <li>学年，学級PTAでの啓発</li> <li>学校評価，外部評価の実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>出校日における生徒の出席の確認</li> <li>不登校生徒への支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学活・PTA等で夏季休業中の生活指導の徹底。</li> <li>不登校生徒やその家庭との連携。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>新学期における，生活面の指導の徹底</li> <li>いじめ防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1学期反省をふまえた2学期の生徒指導の充実</li> <li>人権週間（いじめ問題を考える週間）による道徳の授業の実践</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談，三者面談の実施。</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>2学期の反省</li> <li>冬季休業中の生活指導の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2学期の生活面についての反省</li> <li>学校評価，外部評価の実施</li> <li>学年，学級PTAでの啓発</li> <li>学級やPTA等で冬季休業中の生活指導の徹底</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>新学期における生活面の指導の徹底</li> <li>校外生活指導の充実</li> <li>いじめ防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外の巡回指導</li> <li>人権週間（いじめ問題を考える週間）による道徳の授業の実践</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> <li>「学校いじめ防止基本方針」の見直し</li> <li>学年，学級PTAでの啓発</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止</li> <li>卒業式前後の生徒指導の充実</li> <li>1年間の反省をさせるとともに，春休みの事前指導の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> <li>公立高校の入試及び卒業式前後の生活について事前指導の徹底</li> <li>学校評価，外部評価の実施</li> <li>春休みの生活について指導の徹底</li> <li>年間のまとめ及び来年度への課題</li> </ul>

# 【いじめ発生における対応の流れ】

## いじめの訴えがあった場合

〈本人からの訴え〉

- ① 本人から記録用紙にそって詳しく状況を聴取し，記録をとる。
- ② 受容の態度で聞き入れる。  
※ 本人の意向を聞きながらも，解決に向けて動いていけるように説得する。

〈本人以外の友人や教師からの情報提供〉

- ① 情報を提供してくれた人から詳しく事情を聞き取る。
- ② この状況を被害者本人から聞き取ることを了承してもらい，被害者に事情を聞く。  
※ その際，被害者の心情に配慮し，表情を伺いながら聞く。
- ③ いじめがあったことを認めた場合は，本人から詳しく事情を聞き取る。

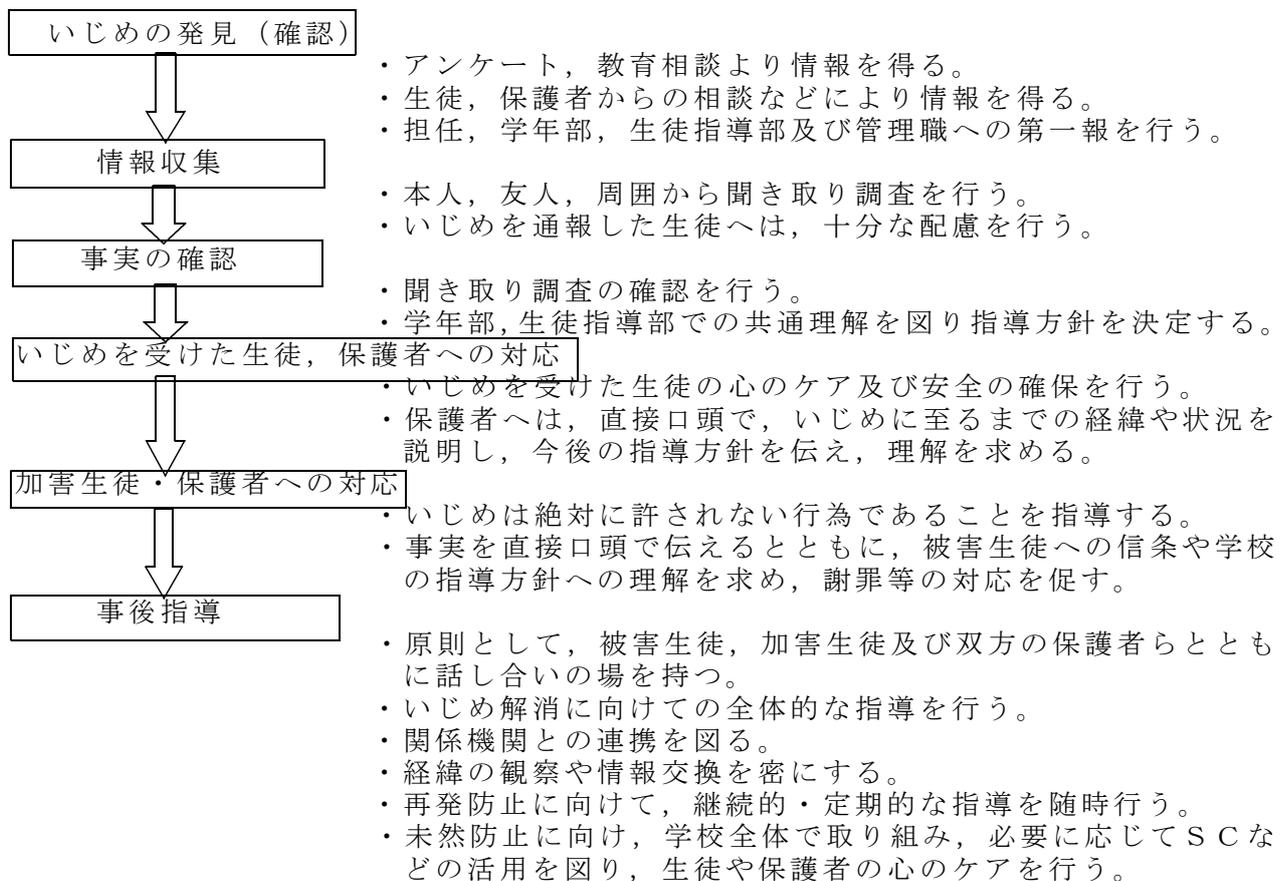
〈加害者への事実確認〉

- ① 加害の内容，期間，加害生徒の人数などを記録用紙にそって事実確認して記録をとる。
- ② 保護者に説明するため，加害生徒本人にも行った行為について具体的に書かせる。

〈いじめの事実が確認できたら〉

- ① 被害者・加害者の保護者に対して，事実の説明を行う。
- ② 互いの家庭に来校してもらい，事実説明をし，謝罪と二度とないように約束させる場を設ける。
- ③ 事後の様子を被害生徒・加害生徒の保護者に定期的に連絡をする。

## いじめ対応の流れ

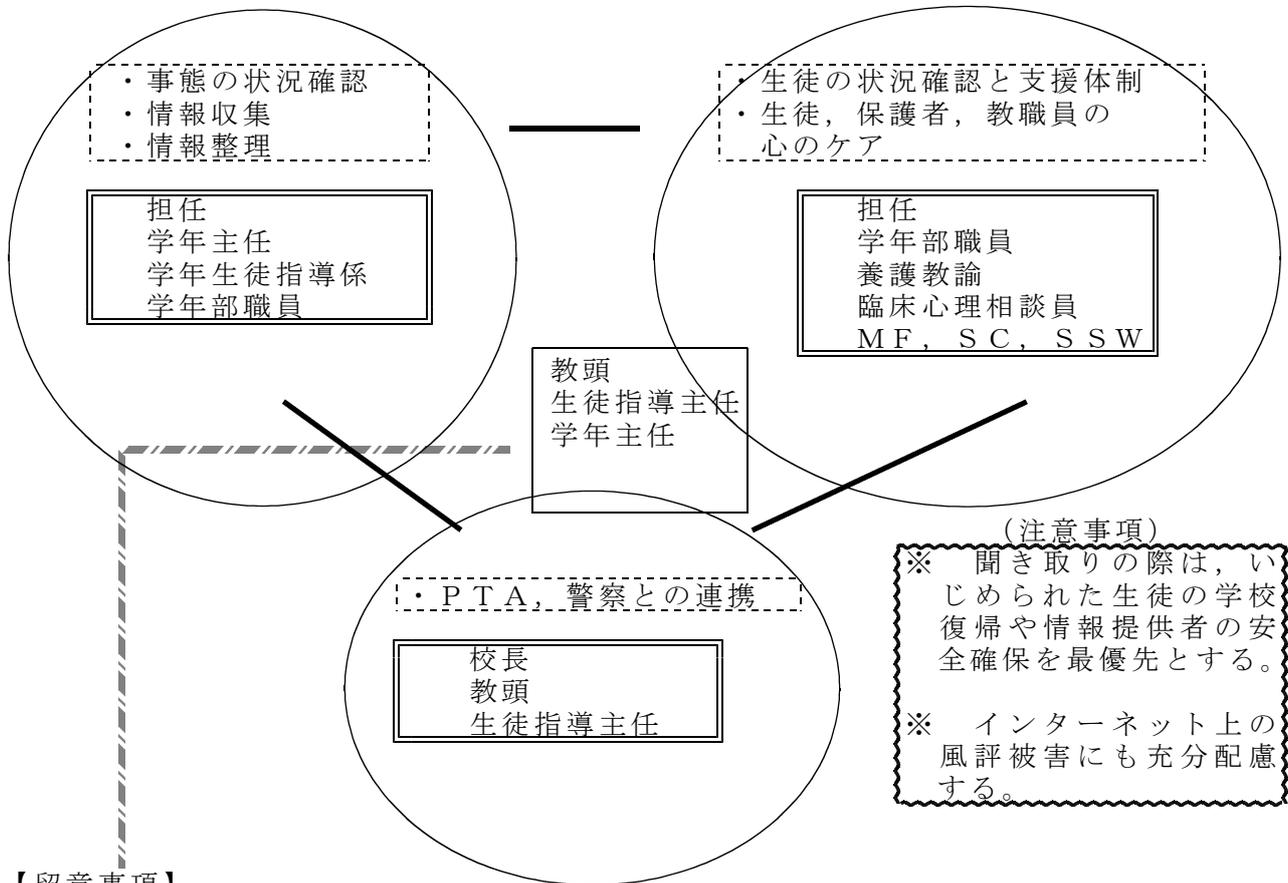


# 【重大事態発生における対応の流れ】

(重大事態とは…)

生命、心身又は、財産等における重大な被害が生じた場合や30日以上の不登校に陥った場合をさす。

(対応の流れ)



## 【留意事項】

- ① いじめられた生徒及びその保護者、調査対象の生徒や保護者の心的負担を考慮し、調査の実施と並行して、市教委との緊急な情報連携を図り、必要に応じて緊急派遣等の人的支援（臨床心理相談員やスクールカウンセラー）を依頼する。
- ② いじめられた生徒及び保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- ③ 調査対象の生徒及びその保護者に対して、調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。
- ④ 報道取材等への対応として、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教委と連携をとりながら対応する。